

12月9日建設企業委員会終了まで

非公開

令和7年11月25日部長会議

都市整備部公園緑地課

1

公園管理の今後の在り方について

都市整備部公園緑地課

FEEL NAGANO,
BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

都市公園

- 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地（都市公園法第2条第1項）（令和7年4月現在 **208**箇所）

遊園地

- 都市公園法、条例に基づかない宅地開発等で整備された（比較的）小規模な広場（令和7年4月現在 **519**箇所）

種類	種類	種別	内容	標準面積／箇所	箇所	面積㎡		
都市公園	都市基幹公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	15～75ha	2	363,012		
		総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	10～50ha	3	519,700		
	住区基幹公園	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4ha以上	5	253,779		
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2ha	22	356,741		
		街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25ha (=2,500㎡)	164	364,603		
	緩衝緑地等	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地	0.1ha以上 (=1,000㎡)	8	477,893		
		特殊公園	風致公園 動植物公園		2 2	137,000 482,906		
					計	208	2,955,634	
遊園地						計	519	366,781

【参考】住民一人当たり都市公園面積の目標10㎡
（都市公園条例第2条、同条例施行規則第1条の2）

都市公園	遊園地
8.19㎡	1.01㎡

◆ 公園づくりの基本方針

- 近隣住民の利用に供する住区基幹公園については、地元住民の要望・意見を反映させた市民参加型の公園づくりを目指す。また、都市基幹公園については、自然環境の保全や防災機能の確保など時代の要請に配慮しながら自然とのふれあいの場、レクリエーションの場などの創出を目指す。
- 公園と緑地を水路や街路樹などの連続性のある緑のネットワークの形成を図りながら地域的バランスを考慮して計画的に配置する。
- 子供からお年寄りまで幅広い年代の人々が公園に集い、楽しく・安全・快適に憩えるようユニバーサルデザインとし、遊戯・運動・休息等さまざまな機能の充足を図る。
- 緑の豊かさを実感できる植栽を配置し、愛護会や公園利用者による緑育の実践の場としての活用が可能な公園づくりを進める。

◆ 公園管理の基本方針

- 誰もが自由に利用できる市民の憩いの場、やすらぎの場として、常に安全で快適に利用できるよう努める。
- 住区基幹公園や遊園地については、「地域住民自身の公園」という観点から、地域住民を母体に設立された公園愛護会との協働による管理を目指す。また、都市基幹公園や都市緑地の一部の大規模な都市公園については、指定管理者などの民間活力の導入により、サービスの一層の向上と経費削減を目指す。

都市公園法の目的：都市公園の健全な発達・公共の福祉の増進

都市公園・公園施設の定義

都市公園

(国及び) 地方公共団体が設置する公園

都市公園の効用を全うする施設

園路、広場、植栽（修景施設）
休憩所、ベンチ（休養施設）
ぶらんこ、滑り台、砂場（遊戯施設）
運動場、野球場（運動施設）
植物園、動物園（教養施設）
売店、飲食店、トイレ（便益施設）
門（管理施設）等

公園施設

都市公園の設置・管理基準等に係る規定

一部条例委任

設置

- ・都市公園の供用の公告
- ・都市公園の設置基準
- ・公園施設の設置基準 等

管理

- ・公園管理者（地方公共団体）
- ・都市公園の管理基準
- ・公園管理者以外の公園施設の設置等（P-P F I 含む）
- ・占用許可物件（電柱・水道管等）
- ・都市公園の保存（みだりに廃止してはならない）
- ・占用料・使用料の徴収 等

- 平成18年に策定した市独自の公園等設置基準（設計積算統一事項）により、概ね1,000㎡以上を「都市公園」、1,000㎡未満を「遊園地」として整備
- 開設当時、以下の理由により都市公園に位置付けできず、現在に至る
 - ・ 改正前の都市公園法による制限が適用されたもの
 - ・ 宅地開発や公共事業等に伴い専ら公園目的以外の広場として引き継いだもの
 - ・ 旧児童遊園等を引き継いだもの
 - ・ 都市計画区域に所在しないもの 等
- 遊園地については運用規定がなく、「都市公園に準じた運用」とするなど取り扱いが不明瞭であり、定めのない事項に係る取扱要綱の策定が必要

【面積1,000㎡以上の遊園地（都市計画区域）】

市有地 33箇所 借地 23箇所

- 取り扱いが不明瞭な「遊園地」を都市公園法や長野市都市公園条例に基づいた適正な管理を行うことができる。
- 引き続き遊園地とする場合は、利用状況や地域の実情に応じた利活用について柔軟に対応することができる。

- ・ 市民菜園
- ・ エディブルガーデン※
- ・ ごみ置き場
- ・ 公民館などの駐車場

都市公園では制限されている

※エディブルガーデン

「食べられる庭」という意味で、食べられる花などを見て楽しむだけではなく、収穫して食べることを目的とした庭や菜園のこと。誰でも自由に収穫できる公共の場所に作られることもあり、地域住民の交流を深めるきっかけとなっているケースもみられる。

【都市公園法への位置付けに関する判断基準】

- 現状の遊園地の沿革調査・公園台帳の精査を行い、1,000㎡以上の遊園地を対象とする。
- 将来にわたり、都市公園としての市民利用が必要不可欠であるか。
- なお、将来的に公園以外の有効利用を考える上で、再編も含めた柔軟な対応ができるよう、以下の場合には遊園地のままの取り扱いを継続する。
 - 河川堤外地（河川法）
 - 多目的に使用するために整備された広場等
 - 市街化区域内（立地適正化計画における居住誘導区域）又は建築基準法における既存指定集落内 以外に所在
 - 都市公園法の占用制限に抵触する施設が設置 等

- 前述の「公園等設置基準」や「都市公園法への位置付けに関する判断基準」等により、まずは面積要件として、概ね1,000㎡以上を基本に都市公園に位置付ける。
- 都市公園への位置付けは市有地を優先としつつ、借地については、長期借地契約のほか市が公園用地を取得することも将来的に検討していく。
- 都市公園は廃止する場合は特別議決を要するなどむやみに廃止できないことや占有もしくは行為の制限など法規制がかかることにも考慮し、都市公園への位置付けについては慎重に行う。
- 都市公園に位置付けできるものであっても、市民ニーズに柔軟に対応できるよう、エディブルガーデンや市民菜園などへの活用が将来見込める場合は、遊園地としての運用を継続する。
- 残存の遊園地については、設置及び管理に係る取扱要綱等の策定により、都市公園に準じた取り扱いとする。



- ✓ 都市公園と遊園地について明確に整理を行った上で、順次、遊園地の都市公園への位置付けに向けた移行作業を進める。
- ✓ 都市公園へ移行に伴う市民の利用方法等については従前どおり変更はない。

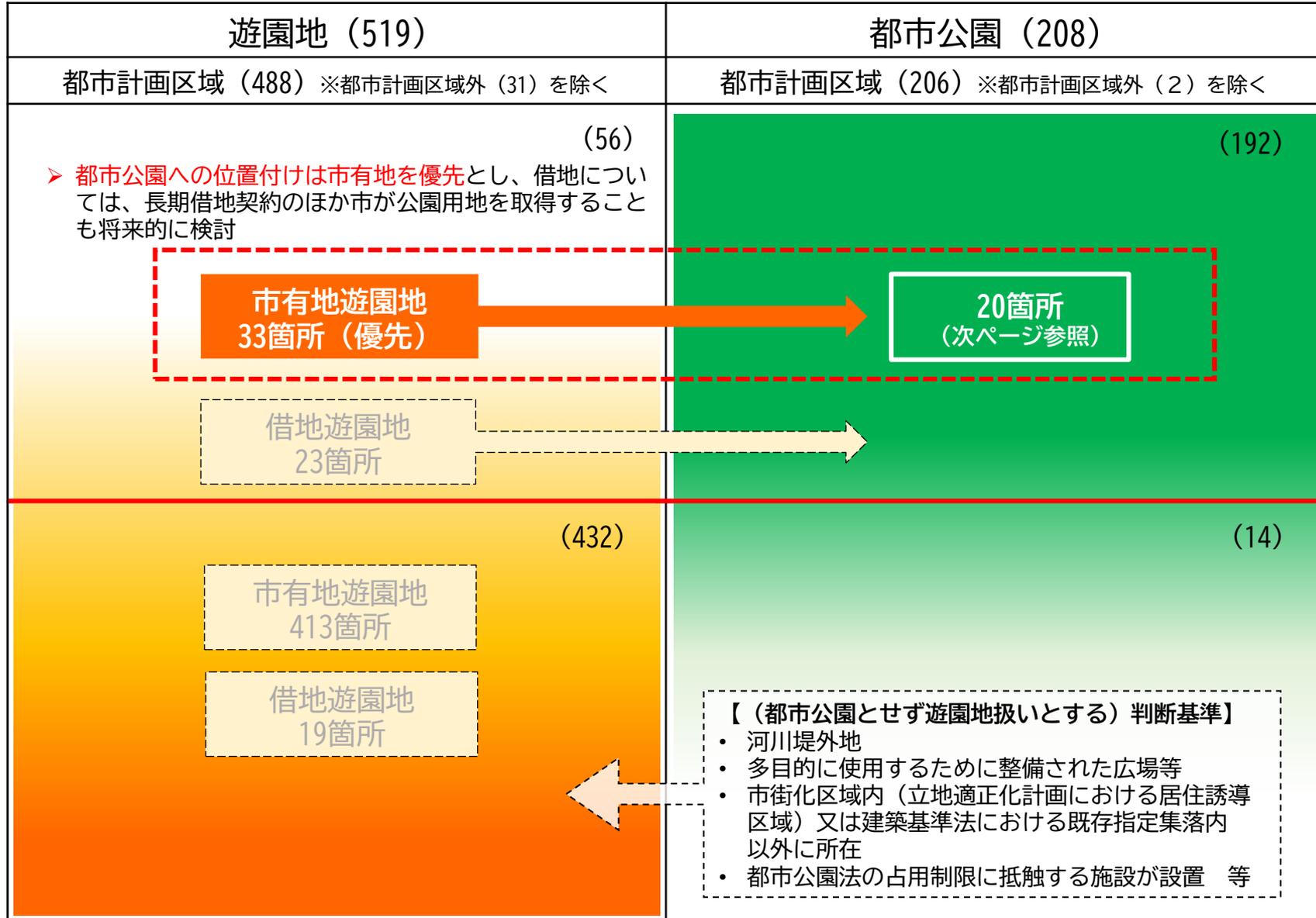
遊園地の都市公園への移行イメージ

括弧内は現在の箇所数

大規模

1,000㎡

小規模



都市公園へ移行する遊園地候補一覧（33箇所）

	公園名	面積 (㎡)	地区名	開設日	設置区分	都市計画区域区分	対象	移行できない理由
1	長野駅東口公園多目的広場	4,290	芹田	H31.4.26	市設置	市街化区域	○	
2	若槻東条南遊園地	2,731	若槻	H1.3.31	市設置	市街化区域	○	
3	御幣川遊園地	2,418	篠ノ井	S49.12.7	市設置	市街化区域	○	
4	中氷鉤ふれあい公園	2,400	更北	H22.3.31	宅地開発等	市街化区域	○	
5	大塚遊園地	2,317	更北	S55.7.20	市設置	市街化調整区域	○	
6	大室遊園地	2,188	松代	S50.10.20	市設置	市街化調整区域	○	
7	中村遊園地	1,901	古牧	S63.8.20	市設置	市街化区域	○	
8	松代東条団地中央遊園地	1,873	松代	S59.4.2	宅地開発等	市街化調整区域	○	
9	浅川西条団地運動広場	1,567	浅川	S59.7.5	宅地開発等	市街化区域	○	
10	大室団地東遊園地	1,455	松代	H10.8.27	宅地開発等	市街化調整区域	○	
11	今井原中央緑地	1,415	川中島	H16.10.12	宅地開発等	市街化区域	○	
12	松代城北団地遊園地	1,369	松代	S61.11.7	宅地開発等	市街化区域	○	
13	浅川西条団地わんぱく広場	1,312	浅川	S55.7.19	市設置	市街化区域	○	
14	犀北団地中央遊園地	1,309	安茂里	S62.2.2	宅地開発等	市街化区域	○	
15	神楽橋遊園地	1,273	浅川	S62.2.2	宅地開発等	市街化区域	○	
16	古森沢東遊園地	1,183	川中島	S62.2.2	宅地開発等	市街化調整区域	○	
17	若葉町東遊園地	1,127	川中島	H3.5.17	宅地開発等	市街化区域	○	
18	綿内町遊園地	1,075	若穂	S55.4.1	市設置	市街化区域	○	
19	御厨団地遊園地	1,062	川中島	S55.3.31	市設置	市街化調整区域	○	
20	宮沖中央遊園地	1,042	安茂里	H11.3.31	市設置	市街化区域	○	

都市公園へ移行する遊園地候補一覧（33箇所）

	公園名	面積 (㎡)	地区名	開設日	設置区分	都市計画区域区分	対象	移行できない理由
21	豊野駅北広場・南広場	3,184	豊野	H12.12.25	市設置	市街化区域	△	駅北側県道の拡幅事業により利用状況の変更が考えられるため
22	東犀南東遊園地	2,152	篠ノ井	S50.11.13	宅地開発等	市街化区域	△	公民館設置により建築面積基準を満たしていないため（敷地所管替後移行）
23	通明遊園地	2,145	篠ノ井	H6.4.1	市設置	市街化区域	△	都市計画決定区域内にあり、今後の整備にあたり補助金交付の対象外となる可能性があるため
24	弁天池遊園地	1,333	吉田	H23.9.1	市設置	市街化区域	△	
25	裾花川緑地	7,285	第5	S60.4.2	市設置	市街化調整区域	×	堤外地については、利用状況変更が考えられるため
26	伊勢宮水源グランド	3,719	安茂里	H3.4.12	市設置	市街化調整区域	×	
27	神田川桜堤芝生広場	4,686	松代	H24.4.1	市設置	市街化調整区域	×	多目的広場など、公園利用以外も想定して建設されたため
28	神田川桜堤多目的クレイ広場	3,251	松代	H24.4.1	市設置	市街化調整区域	×	
29	中新田遊園地	2,763	豊野	H12.4.1	宅地開発等	市街化調整区域	×	市街化区域外かつ既存住宅地から離れているため
30	三本柳東遊園地	2,357	更北	H8.4.2	宅地開発等	市街化区域	×	地下貯水池が都市公園法で定める占用基準を満たしていないため
31	弥生町団地緑地	2,036	川中島	S49.6.26	宅造法	市街化区域	×	緑地帯部分が駐車場として使われており、利用状況の精査が必要のため
32	綿内東山緑地	1,641	若穂	H8.4.1	宅地開発等	市街化区域	×	工業団地内であり、将来的に他の利用も考えられるため
33	綿内東山中央緑地	1,077	若穂	H8.4.1	宅地開発等	市街化区域	×	



➤ 33箇所の市有地遊園地のうち、20箇所を都市公園へ移行（予定）

令和7年10月3日	副市長レク
令和7年11月4日	主管課長補佐会議
令和7年11月5日	緑を豊かにする委員会
令和7年11月17日	市長・副市長レク
令和7年11月25日	部長会議
令和7年12月9日（予定）	建設企業委員会
令和8年1月以降	都市公園法に基づく公告※ ※「長野市遊園地等設置と管理に関する要綱」 やマニュアル策定とあわせて実施